



第113号



発行：西郷村企画開発課

印刷所：ワタベ印刷所

西郷村の人口及世帯数

(52. 10. 1 現在)

世帯数 2,775(+6)

人口 12,084(+12)

男 6,016(+16)

女 6,068(-4)

昭和52年10月26日発行

# しめやかに挙行される

## ＝西郷村戦没者追悼式・慰霊祭＝



追悼の辞を述べる遺族会代表

さる十月二十一日、西郷村主催による戦没者追悼式、引き続き遺族会主催による合同慰霊祭が行なわれ、213柱の御霊のご冥福を心から念じ併せてご遺族のご多幸をお祈り申し上げます。



式辞を述べる西郷村村長



# 村議会報告 (第三回定例会より)

九月二十四日から二十九日まで第三回定例会が開かれ、教育委員会委員の選任、五十二年年度決算、税条例の一部改正などが上程され、いずれも原案どおり可決されました。

## 歳入の状況

### 昭和五十一年度西郷村歳入歳出決算認定について

村税では、五十一年度において、十七％ダウンしたのが、五十一年度は十二・六％の増を示し、この傾向は、五十二年にも引き続いていきますことは心強いところです。又、地方交付税は十六・八％の伸びを示し、各種交付金等の経常一般財源に当りますものは、それぞれ相当ののびを示していますことは、或る程度の安心感を与えるものです。

これに反し、県支出金、及び寄付金の大口の収入が、それぞれ三十七％及び六八・二と大幅の減少を示しています。このことは、他の力を村の事業にとり入れることが、困難になったことが示されていると思います。

又、村債が二億四千九百九十九万円と歳入の中で、十五％の高率を占め、五十年とほぼ同額

の高い水準を示していますことは、国の地方財政に対する対策の反映であり、借入金で経常財源の不足を補い、かつ、事業を起して、景気振興を計ったためであり、注目しなければならぬところではあります。

## 歳出の状況

次に、歳出の方を見ますと、これは僅かではありますが、五十年より増加しています。このことは、翌年度以降に繰越すべき額が減少したことを意味しています。歳出の中で、経常経費の主力を占めます人件費は一〇・三％の増、物件費は二九・七％の増、又、借入金の返済即ち、公債費は六十六・三％と大幅な増加を示しています。

このことは、経常的一般財源も或る程度増えましたが、又、一方、経常的な支出の方も、かなりののびを示し、特に借入金返済の返済に注意しなければならなくなつたことを意味しています。

※特別会計

- ◆国民健康保険事業特別会計
- ◆簡易水道事業特別会計
- ◆有線放送電話事業特別会計
- ◆原中墓地事業特別会計

それぞれ一応健全な形で、決算することができましたが、各々、独立採算を旨とし、その財源の主要を占める部分が、住民の皆さんの直接負担により、ものだけに、充分な注意を払って、運営して行く必要があると考えます。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正について

これは税務職員が、出張して事務に従事する場合、徴収事務に従事する場合のみ、手当支給の対象になっていましたのを、その他これに類する固定資産の評価のための調査事務等にも、支給するよう改正致しました。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

これは、法律の改正により、常勤職員の公務災害補償の中に傷病補償年金の制度が加えられましたので、非常勤の職員につきましても、これに準じた条例の改正を行ないました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の改正について

これは、六月の定例議会で、契約の金額を二千万円と改正したばかりですが、今回、自治法施行令の改正により、国で定める準備が三千万円以上となりましたので、再び改正の提案を致しました。

西郷村税条例の一部改正について

昭和五十三年一月から、税法の改正により、入湯税一人一日一〇〇円から一五〇円というものは高すぎる感じであり、現行の日帰り客については、現行の一〇〇円にとどめました。

西郷村生活改善センター設置条例の制定について

西郷村生活改善センター使用条例の制定について

これは三月の定例議会において廃止したものを再び制定しました。

西郷村戸籍等の無料証明に関する条例の制定について

各種の法律の中で、無料証明にすることができると規定してあるものがたくさんありますが、これらは、条例において規定しませんと、実施することができませんので、これらの証明の無料化は適当であると認めまして、今回これを提案致しました。

西郷村簡易水道条例の一部改正について

これは、国立少年自然の家の水道使用料を、従来一立方メートル当り二〇〇円と定めてありましたが、今後、施設の修理、改造費用は、先方で負担することを条件に、七五円に引下げました。

昭和五十二年西郷村一般会計補正予算

今回、九千二百四十七万六千円の追加補正を致しました。

歳出の主なもの、公共育成整備事業、融資農道、融資農道の償還金に当てる地域振興補助金、広域消防負担金、小中学校の修理改造、西一中校舎の附帯工事、給食センター附帯工事等です。

昭和五十二年西郷村簡易水道事業特別会計補正予算

昭和五十二年西郷村有線放送電話事業特別会計補正予算

年度途中の修理、改造、付設替等の補正を致しました。

西郷村教育委員会委員の選任について

西郷村教育委員会委員小針茂二氏は、十月九日をもって任期満了に伴ない、再任されました。

西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について

西郷村固定資産評価審査委員相田忠左門氏は九月三十日をもって任期満了に伴ない、再任されました。

昭和五十二年西郷村一般会計補正予算

追原地内やぶ川護岸工事が二千万円以上の契約となりますので、西郷村条例第十号の規定により議会の議決を求めました。

追原地内やぶ川護岸工事が二千万円以上の契約となりますので、西郷村条例第十号の規定により議会の議決を求めました。

追原地内やぶ川護岸工事が二千万円以上の契約となりますので、西郷村条例第十号の規定により議会の議決を求めました。

追原地内やぶ川護岸工事が二千万円以上の契約となりますので、西郷村条例第十号の規定により議会の議決を求めました。



昭和51年度一般会計・特別会計決算内訳表

(単位：円)

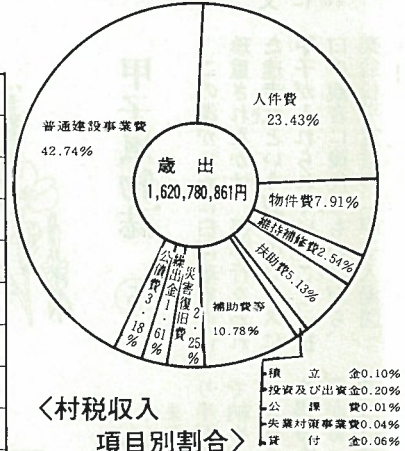
内訳	会計名	一般会計	国民健康保険事業会計	簡易水道事業会計	有線放送電話事業会計	原中墓地建設事業会計
歳入		1,662,331,472	299,169,021	97,367,536	37,112,891	5,134,781
歳出		1,620,780,861	272,940,275	94,744,604	32,546,648	4,998,487
差引額		41,550,611	26,228,746	2,622,932	4,566,243	136,294

款別決算書

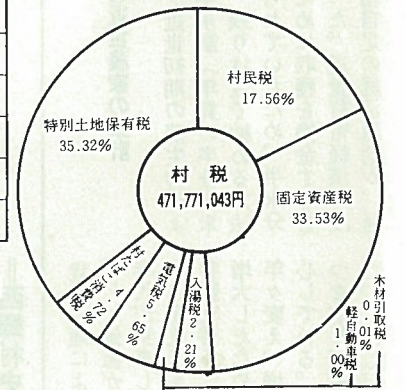
歳入 歳出 (単位：円)

款	収入済額	款	支出済額
1 村税	471,771,043	1 議会費	44,890,903
2 地方譲与税	31,426,000	2 総務費	231,078,451
3 娯楽施設利用税交付金	17,982,850	3 民生費	170,222,677
4 自動車取得税交付金	23,326,000	4 衛生費	51,040,481
5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	6,250,000	5 労働費	720,480
6 地方交付税	282,591,000	6 農林水産業費	290,677,468
7 交通安全対策特別交付金	1,093,000	7 商工費	13,406,447
8 分担金及負担金	87,277,652	8 土木費	269,367,474
9 使用料及手数料	12,132,170	9 消防費	45,703,051
10 国庫支出金	280,255,859	10 教育費	415,570,032
11 県支出金	108,953,643	11 災害復旧費	36,498,070
12 財産収入	8,463,944	12 公債費	51,605,327
13 寄付金	31,850,000	13 予備費	0
14 繰入金	8,000,000	歳出合計	1,620,780,861
14 繰越金	228,444,900		
16 諸収入	12,613,411	歳入…16億6千2百33万1千4百72円	
17 村債	249,900,000	(前年度より0.57%減)	
歳入合計	1,662,331,472	歳出…16億1千5百1万8千4百43円	
		(前年度より0.36%増)	

〈一般会計歳出性質の割合〉



〈村税収入項目別割合〉

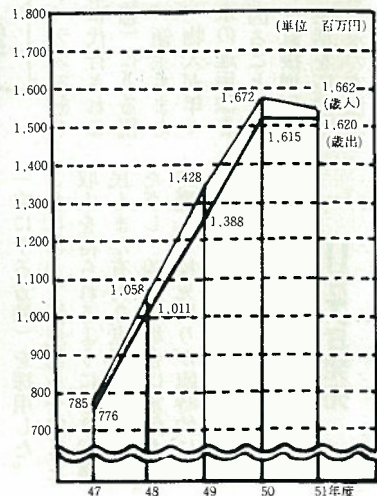


昭和51年度に行なった主な事業

(単位：千円)

事業名	金額	事業名	金額
黒川稗返線道路改良工事	30,000	熊倉高助線道路改良工事	141,000
保育所建設工事	49,251	四ツ門黒森線道路改良工事	31,877
山村特対事業連絡道路新設工事 山村特対事業広場施設新築工事	11,760	羽太小屋内運動場建築工事	52,210
基地関連やぶ川護岸工事	35,000	西郷第1中学校改築工事	134,830
追原・羽鳥線道路外1改良工事	30,775	甲子少年自然の家協力事業村火 給水施設工事	17,500
非補助事業鶴生第2地区舗装工事	15,211	追原水道拡張工事	5,901
非補助事業大平線舗装改良工事	60,816	台下簡水水源増設工事	6,300
災害復旧事業外面川改修工事	24,010	由井ヶ原農道整備工事	7,576
林道開設松宇線橋梁土工工事	13,063	小田倉小ブロック塀新設工事	3,180
追原上線道路改良工事	13,358	間の原地内配水管接続工事	8,720
原中四ツ門線道路改良舗装工事	19,177		

〈決算額の推移〉





# 文化賊だより

## 西郷村の産馬 ④

昭和三十九年を最後に桜馬場に馬の姿を見出すことはできなくなった。馬市三百五十年の歴史に終止符がうたれたのである。

### ○駒付庄屋と村々

産馬を支配するためにせり駒役所が置かれ、数ヶ村単位に駒付庄屋が置かれた。駒付庄屋はせり駒に関する事務をとるばかりではなく、その配下に置かれた目附馬喰と共に下断に領内の産馬・育馬の状況を巡視して廻った。

村々庄屋はその下にあつて次のような事務をとった。

- 一、当才、式才駒の改
- 一、駒出生報告
- 一、駒死失報告
- 一、せり駒歩金の取扱
- 一、馬喰鑑払の取扱
- 一、その他

新城村(現大信村)小針家文書「嘉永四年・御用留帳」等によれば、次表の駒付役が知られる。

●白河藩内駒付庄屋数

時代	駒付庄屋数
享保八年	6名
文政期	5名
嘉永四年	4名

(瑞代官領)

藩の馬数の末端の事務を司る駒付庄屋の力は産馬の隆盛と共にたかまり、収奪も多かつたらしい。

### ○馬種改良

藩は馬匹の増殖、改良のため貸母駄、貸種駄の制を行なった。この種駒となつた馬は百姓より買上げた馬で、良馬を種駒として百姓に貸し与え馬種の改良を試した。



## 甲子風物誌 ⑤

この湯がいかに白河藩家中に珍重されたかは、毎年行なわれた達者試という競争のコースに甲子が入れられていたこと、折口の観音に後代のものながら、柴翁松平定信の「甲子入湯図」

が残ること、剣柱に柴翁の悪靈退治の伝説が語り伝えられていること、甲子湯の客室により浴場に通ずる路傍に三面大黒を凶した谷文晁作画の大黒天が残ることにより明瞭である。

### あふくまの川浪は

ふかき心に  
よるとこそ見れ

古来より白河の関に心ひかれ阿武隈の流れに詩情を禁じえなかつた古代からの風流人と同じく、柴翁もまた秘境甲子の靈泉に向いつつ荒涼とした西郷の平原、あるいは猛り立つ阿武隈の激流に特心を禁じえなかつたのであろう。

彼はまた「関の秋風」の中で白河に至りて、甲子の山見さ

らんは孔子の間過ぎて入らざるが如し、甲子の山に到りて、楓葉の景色見ざらんは堂に至りて室に入ざるが如し……と、たいそう大げさに、その美を賞美している。現在の甲子は近代的旅館が立ち並ぶリゾートエリアとして発展めざましいが、当時の感慨としては、適當なものであつたかも知れない。

### この自然を大切に!!

美しさを未来に!!

風光明媚、かすみたつ山々、さらに色どり様々な四季、静寂だけが木霊する白い冬景色……現在も、また未来もまた、甲子は美しく寂寥した大自然を持ち続けてゆくにちがいない。

西郷文化財保護委員会

## 郷土史コーナー

第24号

### 西郷村史

## ◎近世農家の家計

また、近世初期の蒲生時代より半石半永制(年貢の半分を米で納め、残りは金で納める方法)が採られていたため、半永分を得るために収穫を換金する必要があつた。近世貨幣経済の浸透(自給自足の経済原則が、通

貨の流通によってバランスをくずし、価値が貨幣に代行される時代が到来した状態)による税法の変化であつた。領主もまた参勤交替をはじめ、物入が年々増大したため、半永の運用方法を年々変え、増収を図ることに腐心している。これは直接増税につながるが、農民の生活を圧迫した。しかし、半石半永の方法は

近世を通じて変りない。こうして納入される年貢の決定はそれではどのようなになされたのであろうか。

### 年貢(本年貢)は毛付高に對して免率(税率)を乗じたものであるが、この免率は百姓の生活に大きな影響をいかに及ぼしたかはいまでもないことである。

この税率もはじめは検見取り法(毎年作況によつて率を決する方法)が採られていたが、凶作害時は有利であつたものの、検見取り役人に全権がかねられていたため、村々個々の供養によつて不正が多発した。そのため藩では、役人が見回りその他で村を訪れた際は、酒などは出さず、ありあわせのもので満足するようにと、きつく厳命している。

文政十二年藩主阿部正篤は幕府の指示に従い定免法(免率を一定にする方法)を採用した。これによつて領主側も一定した収入を得られるようになり、農民もまた有利な点が多かつた。ただし、凶作の場合は定免を一時的に検見取りが臨時的に行なわれていた(これを破免とい

お年玉つき年賀はがき

11月7日発売



二十歳になったら

国民年金に

加入しましょう!!

国では現在二十歳になった人は原則として誰もが何らかの年金制度に加入し、将来誰もが年金を受けられることになっていきます。

国民年金の被保険者は国内に住んでいる二十歳から六十歳未満の国民のうち、被用者年金制度から何らの保障も受られない人を「強制加入」被用者年金制度から一定の保障が受けられる人は「任意加入」となって居ります。

年金給付の種類は、保険料を納めた期間が二十五年以上ある人が、六十五才から受けられる「老年年金」被用者年金制度の加入期間と国民年金の保険料を納めた期間とを合わせた期間が二十五年以上ある人が受られる「通算老年年金」保険料を納めていた人が病気やケガによって傷害者となったときに受けられる「障害年金」保険料を納めていた人のご主人が死亡されたとき受られる「母子年金」「準母子年金」「遺児年金」「寡婦年金」などの八種類です。

保険料は現在定額で月額二千二百円、このほかに保険料を多く納めて将来より多い年金を受

けたいと希望する人のための付加保険料を納める制度もあります。この保険料の月額は一、千六百円です。

いざという時のため、そして老後のためにぜひ二十歳になったら国民年金に加入しましょう。

▽御芳志△

十月二十日現在、村社会福祉協議会に対して次のとおり御芳志が寄せられておりますのでお知らせします。村社協ではこれらの方々の御芳志を村内外の恵れない方々のため諸福祉事業を推し進めていくに役立てて行きたいと考えております。

- 真船 正次 二〇、〇〇〇円
- 真船 勝司 三〇、〇〇〇円
- 三木 茂治 五、〇〇〇円

国民健康保険が9月中に支払った医療費等の状況

区分	件数	支払額	支払額の対前月増減		
医療費	入院	105	11,153,917	△ 343,920	9月中に納入された国民健康保険
	入院外	2,365	10,686,623	△ 474,848	
	歯科	316	1,352,456	1,204	
	計	2,786	23,192,996	△ 817,564	
高額療養費	45	2,214,309	190,501		
助産費	3	120,000	△ 40,000		
育児手当金	3	15,000	△ 5,000		
葬祭費	6	30,000	0		
合計	2,843	25,572,305	△ 672,063	9,835,070	

※昭和52年10月1日より助産費及び葬祭費の支給単価が次のように引き上げられました。  
助産費1件につき6万円  
葬祭費1件につき1万円

川柳俳句

目的へ曲がりくねって同じ道 教恵  
運だめし夢も買いこむ宝くじ 三郎  
尻もちをつきつき試練の道歩む 栄子  
曲げさせてならぬ根性へ打つ涙 文子  
土地成金人生左右へ曲がり出し 由美

県境のスリル観光バスがゆれ 玲子  
街角を曲がれば募金呼びかける。 照子  
へそ曲りここにも一人いる会議 秀石  
裁かれる女懺悔の首を曲げ ユキ子  
――〇――〇――〇――  
白樺の一段と伸び秋澄める 源次郎  
芒野をよぎりて雲の脚早し 公一

遠吠のかすかに聞こえ秋深し 正七  
瓢箪の垂れて月さす夜長かな 資河  
遠来の兄見送りて益終る 千代子  
洗濯の白が光りて秋咲ける 京子  
月落ちて遠き水音きこえけり 源内  
わがいははまえにはひろきむしのはら 艸央  
灯を下げて衣縫いいそぐ夜長かな あや

村のおめでた

かなしみ

(9月分届出より)

☑おめでた☑ (村住村営住宅)  
氏名 保護者 部落  
真船 恵 (正康) 原 中  
中屋ひとみ (真一) 村 住  
高久 朋子 (孝雄) 鶴 生  
小松 大介 (篤) 熊 倉  
鈴木 亮 (勉) 原 中  
森 国明 (敏三) 追 原  
阿部 文則 (邦明) 原 中  
鈴木 忍 (寿雄) 上羽 太  
矢吹 利美 (利夫) 一の 又  
水橋 京子 (文雄) 黒 川  
金田 里子 (義春) 追 原  
小林 和典 (政雄) 追 原  
皆川 斉子 (甲一) 原 中  
鈴木 秀和 (兼次) 長 坂  
北村 恭子 (義克) 米 坂  
宮城千由紀 (俊郎) 原 中

◆かなしみ◆

氏名 年令 部落  
関根幸太郎 61歳 原 中  
佐藤 イク 81歳 山 下  
佐川 ウラ 78歳 やまぶき 荘  
遠藤 ミヨノ 63歳 熊 倉  
遠藤 スイ 78歳 熊 倉





### 税務署だより

#### 税を知る週間

国は、わたしたち国民の幸福と繁栄のために幅広い活動を行っています。税金は、このような活動の大切な財源であり、わたしたちの日常の生活においても、いろいろな面でかかわりあっています。

このように国民生活に深いつながりを持つ税金の仕組みや使いみちなどを、国民のみならずに正しく理解していただくために、国税庁、国税局、税務署では、十一月十一日から十七日までを「税を知る週間」として、①納税者に有利な税知識の普及

②税務相談など税についてのいろいろな行事を全国一斉に行います。

また、税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協力会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会などの民間団体においても「税を知る週間」の協賛行事として、講演会、税法説明会などが予定されています。

#### 暖房器具の

#### 使用について

十月に入り、朝夕の寒さが一段と厳しさを増してきました。これにともない、暖房器具の使用も多くなることと思います。次のことに注意しましょう。

◎石油ストーブ、電気炬燵を使用する前には必ず点検しましょう。

◎灯油等危険物は、必要以上の量を保有しないこと、また危険物は、定められた場所に貯蔵し、常に整理整頓すること

◎石油ストーブは炬燵には危険です。絶対使用しないこと

◎石油ストーブは、火をつけたまま持ち運びしないこと

◎石油ストーブの給油は火を消してからすること

◎火を消したら完全に消えたかを、確かめましょう。

火の始末 ぼく見て

姉みて 母が見る!!

(西郷消防分署)

### 米寿者に記念品

—簡易保険より—

簡易保険事業は大正5年10月創業、本年で、61年になります。が、今日、保有契約高33兆円、件数5千万件、資金8兆円に成長発展いたしました。これは、ひとえに国民の深いご理解とご協力のためで、今年めでたく米寿(明治22年生れ)を迎えら

れた方々に、郵政大臣から記念品を贈り、感謝と、ますますのご健康をお祈りいたします。

#### \*米寿者

鈴木キミ(長坂)・真船正雄(真船)・真船義広(真船)・真船丑太郎(真船)・石田クラ(小田倉)・内田タケ(小田倉)・安野セン(小田倉)・猿橋けさよ(小田倉)・室井ナカ(真船)川田アキ(真船)

### 第3次2等陸海空士

#### 募集中!!

#### ◎筆記試験場

※試験期日(土曜、日曜、祝祭日を除く)  
試験場 所在地  
○自衛隊福島地 福島市南町86  
方連絡部福島支部

#### ○同 郡山募集

#### ○同 白河募集

#### ○同 会津若松

#### ○同 原町募集

#### ○同 いわき募集

#### ○同 白土字宮前

#### ○同 白土字宮前

#### ○同 白土字宮前

### 活動する青年会

皆さんはすでにご承知でしょうが、村総合文化祭が十一月一日から三日間にわたり盛大に繰り広げられます。この文化祭は、かつて行なわれた事業中最大のもので内容もよりだくさんの行事が予定されています。

この好機に、私たち青年会も村に全面的に協力するとともに、次のような催しを計画していますので、お出かけの際はぜひ私

たちのコーナーにもお立ち寄りください。

■映画会 十一月二日午前11:00〜午後9:00 男はつらいよ「私の寅さん」・天下の御意見番・ロビンソン漂流記

■キッチン・バーラー 時間三 日午前11:30〜午後3:30

内容、軽食(焼そば・スパゲティ)・おでん・コーヒー)の調理販売

#### ■スライング・メイツオンステージ

時間 三日午前6:00〜午後7:00

内容 Ⅱバンド演奏、小林さんとそのグルーブによるフォークソング、特別ゲストによる歌千曲程度

会場 熊倉小体育館

※演奏会が終了次第キャンセル

ドルサービスを予定して

います。

その他に米分会による30分程度の寸劇等が予定されています。

#### ◎身体検査場

検査場(所在地)	11月	12月
陸上自衛隊福島駐とん地(福島市荒井字原宿1)	16日	14日
陸上自衛隊郡山駐とん地(郡山市大槻町字長右エ門林1)	16日	14日
福島県白河保健所(白河市郭内127)	8日・22日	6日・20日
福島県会津若松保健所(会津若松市追当町7-40)	4日・25日	2日・16日
福島県喜多方保健所(喜多方市松山町鳥見山下天神6)	8日・22日	6日・20日
福島県田島保健所(南会津郡田島町大字田島)	4日・25日	2日・16日
福島県原町保健所(原町市錦町1町目28-2)	7日・21日	5日・19日
福島県平保健所(いわき市平宮梅本15)	8日・22日	6日
福島県磐城保健所(いわき市小名浜大原字六反田65)	10日	8日
福島県勿来保健所(いわき市横田町八郷23)	15日	13日